

中国圏広域地方計画協議会規約

（設置）

第1条 国土形成計画法(昭和25年法律第205号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、中国圏広域地方計画協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、国土形成計画法施行令(平成18年政令第230号)第1条第4項第3号に掲げる区域における法第9条第2項に規定する広域地方計画(以下「計画」という。)及びその実施に関し必要な事項について協議することを目的とする。

（組織）

第3条 協議会は、別表1に掲げる国の関係各地方行政機関、地方公共団体及び関係団体により組織する。

2 協議会の構成員は、別表2に掲げる国の関係各地方行政機関、地方公共団体及び関係団体の長若しくはその指名する職員又は代表者若しくはその指名する者(次項において「代表者等」という。)とする。

3 協議会は、協議により、計画の実施に密接な関係を有する者の代表者等を構成員に加えることができる。

（会長）

第4条 協議会に会長を置き、構成員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、構成員のうちから会長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。

4 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を協議会に出席させ、意見を求めることができる。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 構成員は、やむを得ない理由により自ら会議に出席することができない場合には、あらかじめ指名した代理者を会議に出席させることができる。この場合、当該構成員は出席したものとみなす。

3 協議会の会議は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。

(議事)

第 6 条 協議会の会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 2 会長は、やむを得ない理由により協議会の会議を開催することができない場合においては、議案の概要を記載した書面を構成員に送付して、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。
- 3 前二項において、国の同一の関係地方行政機関の構成員が複数ある場合にあっては、構成員の数は同一の関係地方行政機関で 1 名として扱う。

(議事の公開)

第 7 条 協議会の会議は、公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 2 前項ただし書きの場合にあっては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(幹事会)

第 8 条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表 3 に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事会が定める。

(庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、国土交通省中国圏広域地方計画推進室において処理する。

(雑則)

第 10 条 この規約は、構成員の発議により協議会において改正することができる。

- 2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成 20 年 8 月 13 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

中国管区警察局
中国総合通信局
中国財務局
中国四国厚生局
中国四国農政局
近畿中国森林管理局
中国經濟産業局
九州經濟産業局
近畿地方整備局
中国地方整備局
九州地方整備局
中国運輸局
九州運輸局
大阪航空局
第六管区海上保安本部
第七管区海上保安本部
第八管区海上保安本部
近畿地方環境事務所
中国四国地方環境事務所
鳥取県
島根県
岡山県
広島県
山口県
広島市
岡山市
北九州市
総社市 (全国市長会中国支部)
萩市 (全国市長会中国支部)
安芸太田町 (中国五県町村会連合会)
中国經濟連合会
中国地方商工会議所連合会

別表 2 (第 3 条関係)

中国管区警察局長
中国総合通信局長
中国財務局長
中国四国厚生局長
中国四国農政局長
近畿中国森林管理局長
中国經濟産業局長
九州經濟産業局長
近畿地方整備局長
中国地方整備局長
九州地方整備局長
中国運輸局長
九州運輸局長
大阪航空局長
第六管区海上保安本部長
第七管区海上保安本部長
第八管区海上保安本部長
近畿地方環境事務所長
中国四国地方環境事務所長
鳥取県知事
島根県知事
岡山県知事
広島県知事
山口県知事
広島市長
岡山市長
北九州市長
総社市長
萩市長
安芸太田町長
中国經濟連合会会長
中国地方商工会議所連合会会頭

別表3（第8条関係）

中国管区警察局 総務監察・広域調整部長
中国総合通信局 総務部長
中国財務局 総務部長
中国四国厚生局 健康福祉部長
中国四国農政局 企画調整室長
近畿中国森林管理局 計画部長
中国経済産業局 総務企画部長
中国地方整備局 企画部長
中国地方整備局 建政部長
中国運輸局 企画観光部長
大阪航空局 空港部長
第六管区海上保安本部 総務部長
第七管区海上保安本部 総務部長
第八管区海上保安本部 総務部長
中国四国地方環境事務所 統括自然保護企画官
鳥取県 企画部長
島根県 政策企画局長
岡山県 企画振興部長
広島県 企画振興局長
山口県 総合政策部長
広島市 企画総務局 計画担当局長
岡山市 企画局長
北九州市 企画文化局長
総社市 副市長
萩市 総合政策部長
安芸太田町 副町長
中国経済連合会 専務理事
中国地方商工会議所連合会 幹事長